

## 様式1

## 個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年9月29日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	富山県	
3. 市区町村名	高岡市	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	65-1	
6. 独自利用事務の対象者	ひとり親及びその児童もしくは養育者及び養育者が監護する児童	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成29年9月19日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	22	
10. 保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E9%AB%98%E5%B2%A1%E5%B8%82&amp;ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AF%B6%E5%BA%AD%E7%AD%80%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%8B">https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;hj_no=&amp;kk_name=%E9%AB%98%E5%B2%A1%E5%B8%82&amp;ev_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AF%B6%E5%BA%AD%E7%AD%80%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%8B</a>	
12. 委任関係	▼	

執行機関名 高岡市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

## 1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成17年高岡市条例第104号)によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表1 第4の項 高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成17年高岡市条例第104号)によるひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成17年条例第104号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって(母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること)を目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭等)に対し医療費の一部を助成することにより、その健康を保持し、もって(ひとり親家庭等の福祉を増進すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成17年条例第104号) 高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例第4条に規定する受給資格証の交付に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号イ	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条、第4条
②情報提供者	法務大臣	法務大臣
③提供を求める利用特定個人情報	戸籍関係情報	戸籍関係情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号ロ	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則第6条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	高岡市ひとり親医療費助成条例施行規則第6条に規定する受給資格証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 92 条 項 2 号ロ	高岡市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条2項

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--